

第3章 高齢者の居住の安定確保に向けた課題と目標

1 高齢者の住まいに関する課題

- 今後高齢者が急増し、要介護者等の増加も予想され、介護保険施設等の供給を進めることだけでは十分ではありません。サービス付き高齢者向け住宅などの供給を一層進めるとともに、持家や借家に住む高齢者に対する在宅介護や在宅医療を充実する必要があります。
- また、急増する高齢者に伴い、高齢単身者や高齢夫婦のみ世帯が年々増加しており、家族から孤立し日常生活や介護に不安を感じる高齢者の増加が見込まれています。
- 高齢になるほど、子との同居・隣居・近居を望む割合は高く、高齢単身者や高齢夫婦のみ世帯を含め、高齢者が持家や借家など住み慣れた住宅で安心して暮らし続けられるためには、家族や親族、地域がそれぞれの役割を担い高齢者を見守るなど支え合いが必要です。
- 高齢者が暮している持家及び借家のバリアフリー化率は決して高いとは言えないことから、高齢者が在宅介護や在宅医療に対応できる住まいの環境が十分に整っていません。
- 高齢期に備えて、現在の住宅に住み続けることだけでなく、住み替えたい意向もみられます。高齢者の身体の自立度や経済状況の変化に応じて、高齢者が住まいを選択できるようにすることが重要です。

このような状況を踏まえ、次のとおり高齢者の居住の安定確保に向けた目標を定め、住宅施策と福祉施策が連携して総合的に施策を推進します。

2 高齢者の居住の安定確保に向けた目標

高齢者の居住の安定確保を図ることを目指し、急激な高齢者の増加を踏まえつつ高齢者が住み慣れた地域で住み続けられる社会をつくるため次の目標を掲げ施策を実施します。

(1) 在宅で高齢者が住み続けられるようにします。

- 住宅施策と福祉施策とがこれまで以上に緊密に連携した取組を進めます。
- 高齢者が住み慣れた自宅や地域で、安心して生活が送れるよう、高齢者ニーズに応じて、必要な介護サービスなどの各種サービスを切れ目なく提供します。
- 地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者の見守りなど地域における支え合いを進めます。
- 在宅での介護や医療などの地域包括ケアに対応できるよう、持家のバリアフリー化を進めます。

(2) 高齢者の多様な住まいの供給を進めます。

<介護保険施設等、民間賃貸住宅>

- 高齢者支援計画に基づいて介護保険施設等を計画的に整備します。
- 民間事業者と協力して高齢者が安心して暮らせるサービス付き高齢者向け住宅の供給を進めるとともに、的確な情報提供をします。
- 民間事業者と協力して高齢者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を進めるとともに、的確な情報提供をします。
- 民間賃貸住宅のバリアフリー化を進めます。

<公営住宅>

- 公営住宅のバリアフリー化、見守り機能の充実を進めます。
- 大規模な公営住宅団地で高齢者支援施設や子育て支援施設などのサービス機能を導入した、地域に貢献できる団地への再生モデルを示します。
- 既存の公営住宅を活用し、高齢者の生活支援機能の導入を進めます。

(3) 高齢者のニーズに応じた住み替えができるようにします。

- 高齢者のニーズに合った情報を提供するなど住み替えを進めます。
- 高齢者の持家資産を活用した住み替えを進めます。

3 数値目標

数値目標は、高齢者向け住宅と介護保険施設等の供給目標を設定します。

(1) 高齢者向け住宅及び介護保険施設等の供給目標

ア 高齢者向け住宅の供給目標

供給目標の内容	平成26年度の供給目標	平成28年度の供給目標
サービス付き高齢者向け住宅戸数 ¹⁾	5,800戸 ¹⁾	9,000戸 ¹⁾
高齢者支援施設を併設した 公的賃貸住宅戸数	6,400戸	7,400戸

イ 介護保険施設等の供給目標（埼玉県高齢者支援計画で定める目標）

供給目標の内容	平成26年度の供給目標
特別養護老人ホーム	30,613人分 (28年度の供給目標は35,113人分)
介護老人保健施設	17,998人分
認知症高齢者グループホーム	6,956人分
特定施設 ²⁾ 整備数	26,866人分

1) サービス付き高齢者向け住宅の供給目標：

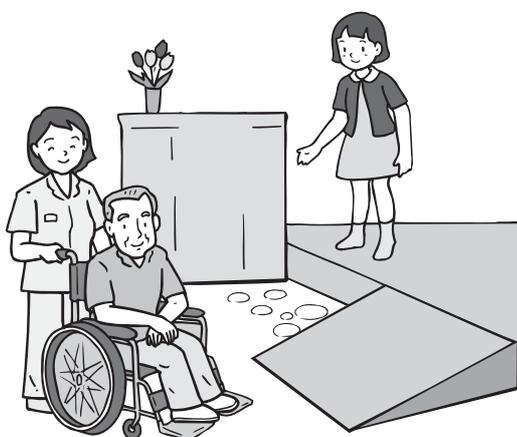
供給目標に対する実績値は登録戸数により把握するものとしています。

2) 特定施設：

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等のうち、介護保険の指定基準を満たすことで特定施設入居者生活介護事業所として入居者に介護サービスを提供する施設のことです。

(2) その他の数値目標

目標の内容	現 状	目 標
バリアフリー化された住宅 ¹⁾ 戸数	144,000戸 (平成20年10月)	190,000戸 (平成25年)
バリアフリー化した県営住宅 ²⁾ 戸数	5,253戸 (平成23年度末)	6,500戸 (平成28年度)
地域の支え合いの仕組み実施市町村数	32市町村 (平成23年度末)	全市町村 (平成28年度末)
24時間定期巡回・随時対応サービスを利用できる市町村数	0市町村 (平成23年度末)	全市町村 (平成28年度末)
要援護高齢者等支援ネットワークの構築済み市町村数	57市町村 (平成23年度末)	全市町村 (平成26年度末)



1) バリアフリー化された住宅：

「2箇所以上の手すり」かつ「段差のない屋内」かつ「車椅子が通行可能な廊下幅」を満たす住宅を言っています。

2) バリアフリー化された県営住宅：

共用部分にエレベーターを設置し、屋内に「2箇所以上の手すり」かつ「段差のない屋内」であり、かつ共用廊下において「車椅子通行可能な廊下幅」を満たす住宅を言っています。